

伊達市
高齢者虐待対応マニュアル
第2版
(養護者による虐待対応編)

平成27年5月
平成29年8月一部改正
伊達市健康福祉部高齢福祉課

目 次

1	高齢者虐待の定義	1
2	養護者による高齢者虐待のとりえ方	3
	(1) 「高齢者」のとりえ方	3
	(2) 「養護者」のとりえ方	3
3	関係者・機関に期待される役割	4
	(1) 伊達市（高齢福祉課）	4
	(2) 伊達市地域包括支援センター	4
	(3) 地域住民	5
	(4) 民生委員	5
	(5) 医療機関	6
	(6) 警察署	6
	(7) 弁護士	6
	(8) 居宅介護支援事業所／ケアマネジャー	6
	(9) 介護保険サービス提供事業者	6
	(10) 社会福祉協議会	7
	(11) 人権擁護委員	7
4	高齢者虐待防止ネットワークの構築	8
	(1) 早期発見・見守りネットワーク	8
	(2) 保健医療福祉サービス介入ネットワーク	8
	(3) 関係専門機関介入支援ネットワーク	8
5	高齢者虐待の具体的な対応	11
	(1) 高齢者虐待対応の基本的な流れ	11
	(2) 発生の予防（リスク要因を有する家庭への支援）	13
	(3) 発見・通報	15
	(4) 相談・通報受理	17
	(5) 虐待の疑いの判断と事実確認を行うための協議	18
	(6) 事実確認と訪問調査	18
	(7) コアメンバー会議	19
	(8) 立入調査	23
	(9) やむを得ない事由による措置	24
	(10) 初動期の評価会議	27
	(11) 個別ケース検討会議	27
	(12) 養護者・家族への支援	28
	(13) 対応段階の評価・終結	29

《参考資料》

参考資料1	高齢者虐待対応帳票	1
参考資料2	支援記録	12
参考資料3	身分証明書様式	13
参考資料4	警察への援助依頼様式	14
参考資料5	高齢者虐待防止法条文	15

はじめに

「伊達市高齢者虐待対応マニュアル～養護者による虐待対応編～」は、関係機関と連携して、家庭内における高齢者虐待を少しでも早く発見するとともに、より迅速かつ適切な対応を図っていくことを目的に平成19年5月に作成し、10年が経過しました。

昨今の高齢者虐待は、高齢社会の伸展に伴い、認知症高齢者の増加や老老介護等により問題が複雑化・長期化する事例が増加し、より迅速で適切な対応が求められ、関係機関との連携もいっそう重要になっています。また、平成24年には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という）が施行され、高齢者分野のみならず、障がい者の分野との連携も重要になっています。

そこで、これまでのマニュアルの内容を踏まえつつ、追加すべき内容や使いやすい帳票の見直しを行い、より効果的な対応が実施されるよう「伊達市高齢者虐待対応マニュアル」を改訂しました。

今回の改訂では、市や地域包括支援センターの責務と役割、関係機関のネットワーク、高齢者虐待対応の具体的な流れ、帳票類、障害者虐待防止法との調整について内容を追加しています。

このマニュアルを通して、関係機関の皆様と共通認識を持ち、一層の連携強化や迅速で適切な高齢者虐待対応に役立てていただければ幸いです。

平成27年5月